

京都市国民健康保険料及び延滞金の減免、徴収猶予の取扱いについて（依命通達）

1 総則

区長は、京都市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第20条の規定による国民健康保険料の減免又は徴収猶予、若しくは延滞金の減免をしようとするときは、条例及び京都市国民健康保険規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、次の取扱いによるものとする。

2 申請

（1）条例第20条の規定により保険料の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、規則第14条に規定する申請書に必要書類を添えて、区長に対して申請するものとする。

（2）条例第20条の規定により延滞金の減免を受けようとするときは、規則第16条に規定する申請書に必要書類を添えて区長に対して申請するものとする。

（3）前2号に係る申請については、世帯主が区役所・支所（京北出張所管内に居住する場合は京北出張所）窓口において行うものとする。ただし、勤労、傷病その他の理由により、世帯主が申請を行うことが困難と認められる場合は、世帯員、親族等で家族状況等を知る者が代わることができる。

（4）第1号及び第2号に定める必要書類とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア 罹災証明書（罹災者台帳、罹災者調書等の確認により代えることができる。）

イ 収入申告書

ウ 給与証明書

エ 破産証明書（破産決定の正本等）

オ 離職証明書（雇用保険受給資格者証、離職票等の確認により代えることができる。）

カ 公共事業企業者が発する補償金額を定めた証明書

キ その他申請事由を証明する書類

（5）条例第20条の規定により、保険料の減免又は徴収猶予を適用した世帯に、年度途中で40歳に到達し、介護保険第2号被保険者になった者がいる場合、その者に係る介護納付金賦課額については、申請を伴わずに減免又は徴収猶予を行う。

3 受理

申請書の記載内容及び必要書類が添付されているかを確認したうえで、申請を受理するものとする。

申請時に不足書類等がある場合には、14日以内に日を限って提出を求める。正当な理由なく、指定期日までに提出がない場合には申請を却下するものとする。

4 審査

- (1) 減免又は徴収猶予を受けようとする申請者に対して文書その他の物件の提示を求めることにより実情を聴取し、申請書及び諸必要書類の内容を確認するものとする。
- (2) 申請者が非協力的又は消極的であって、事実の確認が困難である場合は、申請を却下するものとする。

5 決定

(1) 保険料減免の決定額

- ア 適用する減免額は、基礎賦課額について算出した減免率を基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額に適用して得た額を合計したものである。
- イ 前記2(5)に定める介護納付金賦課額の減免又は徴収猶予については、減免は申請によって承認された減免率を適用し、徴収猶予は、申請によって承認された徴収猶予期間の終期まで適用する。

(2) 災害減免

ア 災害の定義

この項にいう災害とは、火災及び震災、風水害、落雷、がけくずれ等の崩落、かんばつ、冷害、凍害、霜害等自然災害によるもの、及び資産の盗難にあったことをいう。

イ 対象

- (ア) 世帯主又は世帯員が居住する家屋、その他事務所、事業所、店舗等で世帯主又は世帯員が所有しているか否かを問わないもの（以下「住家等」という。）について2割以上の損害を受けた場合
- (イ) 住家等の中の家財、商品等について2割以上の損害を受けた場合
- (ウ) 主として田畑、果樹園、山林等（以下「田畑等」とする。）によって生計を維持する者がその耕作物等について2割以上の損害を受けた場合
- (エ) 前年の総所得金額の10%以上かつ5万円以上の盗難被害を受けた場合。ただし、被害金額には保険金・損害賠償金などで補填された額は除く。

ウ 損害区分

損害区分の認定は概ね次のとおりとするが、被災程度は、災害対策本部に報告された被害状況に準じたものとし、盗難被害金額の認定については、申請者の申告によるものとし、その申告内容について届出を受理した警察署へ照会するものとする。

(ア) 損害区分が7割以上と認定できるもの

a 全焼

住家等の燃焼程度が7割以上の場合又は修繕によっても住家等として使用できない場合

b 全壊

住家等の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の7割以

上に達した場合又は当該住家の残存部分の修繕によっても住家等として使用できない程度である場合

c 埋没及び流失

田畑等が土砂流入により 7 割以上埋没した場合又は流失した場合

d 冠水 A

田畑等が水中に没し、その結果収穫が 7 割以上減少した場合

e 盗難 A

盗難被害金額が世帯の前年の総所得金額と比較して、7 割以上となる場合かつ、5 万円以上となる場合

(イ) 損害区分が 4 割以上と認定できるもの

a 大規模半壊

(a) 燃焼程度が全焼に至らずかつ 4 割以上 7 割未満の場合又は修繕により住家等として使用できる場合

(b) 住家等の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 4 割以上 7 割未満であり、かつ当該住家等の残存部分の修繕により住家等として使用できる程度である場合

b 床上浸水 A

全壊又は半壊ではない場合であって、浸水が当該住家の床上 1 m 以上に達した場合

c 冠水 B

田畑等が水中に没し、その結果収穫が 4 割以上 7 割未満に減少した場合

d 盗難 B

盗難被害金額が世帯の前年の総所得金額と比較して、4 割以上 7 割未満、かつ 5 万円以上となる場合

(ウ) 損害区分が 2 割以上と認定できるもの

a 半焼

住家等の燃焼程度が 2 割以上 4 割未満の場合

b 半壊

住家等の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家等の延床面積の 2 割以上 4 割未満であり、かつ当該住家等の残存部分の修繕により住家等として使用できる程度である場合

c 床上浸水 B

全壊又は半壊ではない場合であって、浸水が当該住家の床を越えた程度に達した場合

(エ) 損害区分が 1 割以上と認定できるもの

盗難 C

盗難被害金額が世帯の前年の総所得金額と比較して、1 割以上 4 割未満、かつ 5 万円以上となる場合

エ 減免率

次の表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる割合に保険料（条例第17条の2に規定する法定減額、条例第17条の4に規定する未就学児の均等割額減額、条例第17の5に規定する出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）の均等割額減額及び所得割額減額、又は条例第20条若しくは条例附則第5項に規定する減免が適用される場合にあっては、適用後の額）を乗じて得た額を対象額より減免するものとする。

損 害 区 分	減 額 率	
	火災・自然災害等の場合	盗難の場合
7 割 以 上	10 割	5 割
4 割 以 上	8 割	3 割
2 割 以 上	5 割	—
1 割 以 上	—	1 割

※損害区分の判定例

- ・全焼、全壊 ⇒ 7割以上
- ・大規模半壊、中規模半壊 ⇒ 4割以上7割未満
- ・半焼、半壊、床上浸水 ⇒ 2割以上4割未満
- ・一部損壊、準半壊 ⇒ 2割未満

（3）一般減額

ア 減額額

一般減額における減額額は、次のイ、ウを合算した額とする。

イ 応益割部分減額額の算出

（ア）対象と減額割合

前年所得（擬制世帯主及び特定同一世帯所属者に係る所得を含む。）が「780万円＋地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除の額×（世帯の被保険者数＋特定同一世帯所属者数）」未満の世帯で、当該世帯における当該年の年間所得見込額（擬制世帯主及び特定同一世帯所属者に係る所得を含む。）が、下表の基準に当たる場合は、それぞれ当該欄に掲げる割合に応益割額を乗じて得た額（条例第17条の4に規定する未就学児に係る被保険者均等割額にあっては、「（被保険者均等割額－（下表の減額割合×被保険者均等割額））×5／10」により得た額を加えた額。）を減額する。

ただし、条例第17条の2に規定する法定減額、条例第17条の4に規定する未就学児の均等割額減額又は条例附則第5項に規定する減免の適用を受ける世帯にあっては、これらの減額額を控除した額を減額する。

なお、経常所得及び山林所得以外の所得のみが減少する場合は対象外とする。

当該年の年間所得見込額（※）	減額割合
地方税法第314条の2第2項第1号に規定する額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項及び次項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）以下	7 割
条例第17条の2第1項に規定する額以下	5 割
条例第17条の2第2項に規定する額以下	2 割

※ 応益割部分減額額の算出額に係る年間所得見込額の算定については、条例第17条の2に規定する総所得金額等の算定の例による（前年度の12月31日時点で65歳以上の被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者に係る年間所得見込額については、公的年金等所得から15万円を控除する。）。

※ 経常所得とは、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得（平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当について申告分離課税をした場合を除く。）、給与所得、雑所得をいう。

ウ 所得割部分減額額の算出

（ア）対象

前年所得（擬制世帯主及び特定同一世帯所属者に係る所得を含まない。）が「780万円＋地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除の額×世帯の被保険者数」未満で、前年所得に比し、世帯の被保険者に係る当該年の年間所得見込額（擬制世帯主及び特定同一世帯所属者に係る所得を含まない。）が減少する世帯を対象とする。ただし、経常所得及び山林所得以外の所得のみが減少する場合、また、経常所得にあつても物価の変動に伴う公的年金等所得の減少のみの場合は、対象としない。

(イ) 減額割合

対象となる世帯における被保険者の年間所得見込額が前年の所得と比較して減額している場合は下記の算定式により、所得割額を減額する（減額割合は6割を限度とする。）。なお、所得割部分減額額の算出に係る年間所得見込額及び前年の所得については、雑損失の繰越控除は適用しない。

ただし、被保険者の年間所得見込額が前年の所得と比較して減額している場合で、上記イで減額割合が7割となったときの減額割合は6割、5割となったときの減額割合は4割を適用する。

$$\text{減額割合} = \left[\frac{\text{前年所得額} - \text{年間所得見込額}}{\text{前年所得額}} \right] \times \left[1 - \frac{\text{前年所得額}}{780\text{万円} + \text{地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除の額} \times \text{世帯の被保険者数}} \right]$$

(a)
(b)

(ウ) 適用制限

下記の表で「×」に当たる世帯に対しては、所得割部分減額を行わない。

		(a)の値			
		0.3以上	0.2 台	0.1 台	0.1未満
(b)の値	0.3以上				
	0.2 台				×
	0.1 台			×	×
	0.1未満		×	×	×

エ 非自発的失業者に係る軽減適用期間の取扱い

非自発的失業者（国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。）に係る軽減適用期間（実際に保険料が減額される場合に限る。）にあつては、一般減額は適用しない。ただし、当該期間について、世帯内の非自発的失業者以外の世帯員の所得の減少が見込まれる場合には、非自発的失業者以外の世帯員に係る保険料額について、ア～ウに定める基準に基づき、一般減額を適用する。

オ 出産被保険者に係る均等割額減額及び所得割額減額の取扱い

出産被保険者に係る均等割額減額及び所得割額減額が適用されている世帯にあつては、一般減額の対象額から当該減額額を控除して得た額について、ア～ウに定める基準に基づき、一般減額を適用する。

カ 収入認定

(ア) 給与収入

収入申告を受けた過去3箇月間の収入金額（賞与等を除く）の年間相当額に申請日の前1年間に支給された賞与等を加えた額から給与所得控除額及び給与支払者が認めた過去3箇月間の特定支出の年間相当額から算出した特定支出控除額を差し引いた額を年間所得見込額とする。ただし、退職した等の理由により、申請日以降、当分の間、給与収入がないと見込まれる場合は、年間所得見込額を0円とする。

(イ) 事業収入

収入申告を受けた過去3箇月間の収入金額から必要経費を差し引いた額に4倍相当額を年間所得見込額とする。

(ウ) 年金収入

収入申告を受け、年金支給額の1年間分を振込通知書等から算出し、公的年金控除額等を差し引いた額を年間所得見込額とする。

(エ) その他の収入

当年中に配当所得（平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当について申告分離課税をした場合を除く。）、不動産所得、雑所得、山林所得、利子所得等がある場合は、収入申告を受け、その合算額を年間所得見込額とする。

(オ) 上記以外の所得

a 上場株式等の譲渡所得及び上場株式等の配当所得

当該所得の減少による影響を受けないようにするため、前年所得と同額を年間所得見込額とする。

b 不動産等の譲渡所得

当該所得の減少による影響を受けないようにするため、前年所得と同額を年間所得見込額とする。

ただし、当年中に当該所得の増加が見込まれる場合は、収入申告を受け、その所得を年間所得見込額とする。

c 一時所得

当該所得の減少による影響を受けないようにするため、前年所得と同額を年間所得見込額とする。

ただし、当年中に一時所得の増加が見込まれる場合は、収入申告を受け、その額を年間所得見込額とする。

(カ) 収入に季節的変動のある業種などによる収入で、上記により、年間所得見込額の算定を行いがたいものについては、前6箇月又は前1年間の収入申告を受け、年間所得見込額の算定を行うものとする。

(キ) 被保険者が複数年連続して減免を申請した場合で、前年の申請時に提出した申請理由を証明する書類と申請者の前年の実情を比較して、正当な理由なく、著しく異なる等によって、過去3箇月間の収入では年間所得見込額が正確に算出されないと判断できる場合は、過去6箇月間の収入申告を求め、年間所得見込額を算

出することができるものとする。

- (ク) 収入認定に当たっては、前年所得と比較し、収入申告書に計上されていない収入項目がある場合、当該収入項目については収入の増減がなかったものとみなし、前年所得と同額を年間所得見込額とすることができるものとする。

(4) 特別減額

ア 高齢退職者・倒産世帯等減額

(ア) 対象

事業が倒産又は廃止又は休業となった世帯、若しくは離職日現在で満65歳以上の退職者がいる世帯で、当該世帯に係る前年所得の合計額が「410万円＋地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除の額×（世帯の被保険者数－1）」以下であり、次のA～Cのいずれかに該当する世帯を対象とする。

A 事業の倒産・廃止世帯で、所得（擬制世帯主に係る分を含む。以下B及びCについても同じ）の減少割合が3割以上

B 事業を1箇月以上休業した世帯で、所得の減少割合が5割以上

C 離職日時点で満65歳以上で、在職中の給与所得が総所得の過半を占める退職者がいる世帯で、所得の減少割合が5割以上

(イ) 減額額

上記A～Cいずれかに該当する世帯は、それぞれ下表の定める割合に所得割額等を乗じて得た額を減額する。

当該世帯の前年所得	A	B	C
110万円＋Z以下	所得割額の10割、 均等割額及び平等割額の5割		所得割額の 10割
110万円＋Z超 ～170万円＋Z以下	所得割額の 10割	所得割額の 8割	所得割額の 8割
170万円＋Z超 ～270万円＋Z以下	所得割額の 8割	所得割額の 6割	所得割額の 7割
270万円＋Z超 ～350万円＋Z以下	所得割額の 6割	所得割額の 4割	所得割額の 6割
350万円＋Z超 ～410万円＋Z以下	所得割額の 4割	所得割額の 2割	所得割額の 4割

※1 Z＝地方税法第314条の2第2項第1号に規定する控除の額×（世帯の被保険者数－1）

※2 均等割額及び平等割額の5割

条例第17条の4に規定する未就学児に係る被保険者均等割額にあつては、「（被保険者均等割額－（上表の減額割合×被保険者均等割額））×5／10」により得た額を加えた額を減額する。

ただし、条例第17条の2に規定する法定減額、条例第17条の4に規定する未就学児の均等割額減額、条例第17条の5に規定する出産被保険者の均等割額減額及び所得割額減額、又は条例附則第5項に規定する減免の適用を受ける世帯にあつては、これら

の減額額を控除した額を減額する。

(ウ) 年間所得見込額の算出

高齢退職者・倒産世帯等減額における年間所得見込額は、前記(3)カに従う。

(エ) 一般減額に該当する場合の取扱い

前記(3)の一般減額にも該当する世帯については、減免額が大きい方のいずれかの減免を適用する。

(オ) 非自発的失業者に係る軽減適用期間の取扱い

非自発的失業者に係る軽減適用期間（実際に保険料が減額される場合に限る。）にあつては、非自発的失業者以外の世帯員に係る保険料について減額する。この場合、(イ)の表中「前年所得」、「所得割額」及び「均等割額」とあるのは、各々「非自発的失業者を除く世帯員に係る前年所得」、「非自発的失業者を除く世帯員に係る所得割額」及び「非自発的失業者を除く世帯員に係る均等割額」として、減額額を計算する。

イ 給付制限減額

(ア) 対象

国民健康保険法第59条の規定による給付制限を受ける被保険者を対象とする。

(イ) 減額額

当該被保険者の資格適用終了に準じた計算を行つて得た額と、賦課されている保険料額との差額を減額する。

ウ 公共事業被補償者減額

(ア) 対象

土地収用法等に定める公共の利益となる事業に寄与したことによる買収資産に係る譲渡所得が、保険料の賦課標準となつていて、当該公共事業譲渡所得に係る当該年度市府民税額が30万円以下である世帯

(イ) 減額額

当該市府民税額により、それぞれ下表の該当欄に掲げる割合に所得割額を乗じて得た額を減額する。

ただし、条例第17条の5に規定する出産被保険者の減額の適用を受ける世帯にあつては、当該減額額を控除した額を減額する。

公共事業譲渡所得に係る市府民税額	減額割合
75,000 円以下	4 割
75,000 円を超え 150,000 円以下	3 割
150,000 円を超え 300,000 円以下	2 割

(5) 徴収猶予

次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収猶予を行うことができる。

ア 前記(2)から(4)のいずれかに該当するもので、申請日以降6箇月以内に資力が回復することが明らかであつて、減額することが不適当と認められるとき

イ 前記（２）から（４）のいずれにも該当しないが、必要と認めるとき

（６）期間等

ア 減免の期間は、次のイからカの場合を除き、申請日の属する月の前月分から（月の末日が閉庁日の場合で、翌月の最初の開庁日に申請があった場合にあっては、前々月分から）その年度の３月分までとする。

ただし、第１０期の納期を過ぎて、申請した場合は、減免を行わないものとする（過年度分は除く。）。

イ 当該年度の現年度分に係る保険料について第２期の納期までに減免の申請が行われた場合には、当該現年度分に係る保険料の減免期間は、１年度分とする。

年度途中に新規に資格適用を開始した場合で、第１回目の納期までに申請したときは、資格適用開始日の属する月の分（資格適用開始日が４月１日以前の場合は４月分）から当該年度の３月分までを減免期間とする。

ウ 遡及賦課に係る保険料は、当該保険料の最初の納期までに申請した場合のみ減免を行う。

エ 給付制限減額の期間は、その申請の時期に関わらず、給付制限の対象となる期間とする。ただし、申請日の属する月以前に遡って給付制限減額が適用となる場合には、当該減額を遡って適用する期間は、原則として最大２年間とする。

オ 災害減免の期間は、災害を受けた日の属する納期から第１０期までとする（※）。ただし、当該期間が６期分に満たない場合（災害を受けた日の属する月が１１月以降の場合）で、必要があると認められるときは、災害を受けた日の属する月の初日から６箇月を限度として減免することができる。

※ 特別徴収により、保険料を徴収されている場合の災害減免の対象額は、次のとおりとする。

災害を受けた日の属する月	減免対象額
４～６月の場合	当該年度中の全徴収額
奇数月（５月を除く。）の場合	災害を受けた日の属する月の前月の徴収額の半額相当分及び災害を受けた日の属する月以降の徴収額
偶数月（４月、６月を除く。）の場合	災害を受けた日の属する月以降の徴収額

カ 徴収猶予は、申請日の属する納期の初日から６箇月以内の期間に限るものとし、申請日の属する年度の保険料のみについて行うものとする。

キ 徴収猶予の期間中に減免事由に該当するに至り、減免を行う場合は、当該減免の期間は、徴収猶予の申請日の属する月の前月分からその年度の３月（随時分、過年度分を含む。）までとする。

（７）減免の取消し等

ア 偽りの申請その他不正の行為等により、保険料の減免又は徴収猶予を受けたことを発見した場合、規則第１５条の規定に基づき、当該保険料の減免又は徴収猶予を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減免又は徴収猶予により、その納付を免れた額を一時に徴収しなければならない。また、減免の理由が消滅した場合は、その理由消滅の日をもって取り消さなければならない。

イ 被保険者が２年以上連続して減免申請をした場合で、２年目以降の申請時に提出した申請理由を証明する書類と申請者の２年目以降の実情を比較して、正当な理由なく、著しく異なる等によって、算出された減免額が正しくないと判断できる場合は、確定申告等で判明した当該年（２年目以降）の実績所得額によって、当該年度（２年目以降）の減免額の修正・取消しを行うことができる。

（８）その他

ア すでに納付済みの保険料（納付書により納期前に納付された保険料を含む。ただし、特別徴収により４月及び６月に徴収されるもの並びに前記５（６）イにより減額対象となったものを除く。）については、災害減免及び給付制限減額の場合を除き減免又は徴収猶予を行わない。

イ 減免又は徴収猶予を決定した後に、世帯人員等の異動によって賦課額に変更があった場合は、前記の各号によって新たに決定を行うものとする。この場合必要と認めるときは、前記２（５）を除き、新たな申請に準じて行うことができる。

ウ 減額額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

エ 国民健康保険法第１１０条の２（賦課決定の期間制限）により、賦課変更ができなくなった保険料については、本依命通達の規定に関わらず、当該保険料の減免は行わない。

６ 決定通知

区長は、減免又は徴収猶予の申請を受理した場合においては、速やかに当該申請の承認、又は不承認を決定し、別紙様式に定める決定通知書によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。ただし、国民健康保険料納入（変更）通知書を送付する場合にあっては、これをもって決定通知書に代えるものとする。

７ 理由消滅申告

保険料の減免又は徴収猶予の承認を受けた者は、その減免又は徴収猶予の承認を受けた理由が消滅した場合においては、規則第１４条第２項に定める理由消滅申告書により、区長に申告しなければならない。

減免は、その理由消滅の日をもって取り消す。

附 則

1 施行期日

この依命通達は、令和7年6月10日から施行する。

區長 (印)

通知します。

(審査請求について)

審査請求の手続きについては、住所地の区役所・支所市民総合窓口室（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へお問い合わせください。